

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんのでご注意ください。

○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合・東日本銀行・常陸農業協同組合(支店のみ)・水戸信用金庫
・烏山信用金庫・中央労働金庫・ゆうちょ銀行※郵便局内に窓口があります。

○申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

(1)市内に住所を有する方

(2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方

ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由

イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由

ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由

エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

(1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合

(2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合

(3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合

(4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書を本庁こども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書を本庁こども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

難病患者福祉見舞金について

指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方に難病患者福祉見舞金を支給します。

○対象者

指定難病特定医療費受給者証を所持し、10月1日時点で本市に住所を有する方
(生活保護法による扶助者は除く)

○手当額

年額20,000円

○申請期間

令和元年10月1日(火)～令和元年12月20日(金)

○申請場所

健康推進課(総合保健福祉センター かがやき内)または各支所

○持参するもの

①指定難病特定医療費受給者証(令和元年10月1日時点で有効なもの)

②印鑑

③振込先口座番号がわかるもの(通帳等)

※昨年度以前に申請した方で、振込先口座等に変更がない場合は、受給者証のみ持参してください。

問 かがやき 健康推進課 ☎54-7121

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111